

水田農業構造改革対策実施要領

	農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知		
制 定	平成 16 年 4 月 1 日	15 生産第 8000 号	
一部改正	平成 17 年 4 月 1 日	16 生産第 8279 号	
”	平成 18 年 3 月 31 日	17 生産第 8556 号	
”	平成 18 年 8 月 24 日	18 生産第 2781 号	
”	平成 19 年 3 月 30 日	18 生産第 9079 号	
”	平成 20 年 3 月 28 日	19 生産第 9663 号	
”	平成 20 年 12 月 11 日	20 総食第 746 号	
		20 生産第 5635 号	
		20 経営第 5261 号	
”	平成 21 年 4 月 1 日	20 総食第 1116 号	
		20 生産第 10038 号	
		20 経営第 7275 号	

第 1 都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会

1 都道府県水田農業推進協議会

(1) 要綱第 4 の 1 の (1) の農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）及び農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める要件は、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 原則として、会員に、都道府県、都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都道府県本部（都道府県経済農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合を含む。）及び都道府県主食集荷協同組合（全国主食集荷協同組合連合会の構成員であって、当該都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）の区域で米穀の出荷又は販売の事業を行う者の組織する団体をいう。）が含まれていること。

ウ 要綱第 5 に定める助成措置等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程（別紙 1 から別紙 6 までに示した内容と同様の内容が盛り込まれているもの）が定められていること。

エ ウの規約その他の規程に定めるところにより、1 つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ イに掲げる組織の担当部局のうち 1 つ以上が都道府県協議会の事務局の一部を構成していること又はイに掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場

の者のうち1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。

カ 要綱第5に定める助成措置の実施に係る手続に関する定めがあること。

キ 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿った内容となっていること。

(2) 要綱第4の1の(2)の総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 都道府県協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

(ア) 協議会規約

(イ) 事務処理規程

(ウ) 会計処理規程

(エ) 文書取扱規程

(オ) 公印取扱規程

(カ) 内部監査実施規程

イ 都道府県協議会長は、要綱第5に定める助成措置を初めて実施しようとする年度の4月15日までに、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、要綱第5に定める助成措置の実施に係る手続に関する定め及び協議会の初年度の事業計画書を添えて、(1)の要件を満たすことについて別紙様式第1-1号により承認を申請しなければならない。

なお、要綱第5に定める助成措置の実施に係る手続に関する定めについては、当該助成措置の実施に支障がない場合に限り、上記提出期限にかかわらず、別途承認を受けることができるものとする。

ウ 地方農政局長等は、イの申請の内容を審査し、(1)の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。

エ 都道府県協議会長は、協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に別紙様式第1-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認から承認の通知までの手続については、ウに準ずるものとする。

オ 都道府県協議会長は、アの(イ)から(カ)までの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に別紙様式第1-3号により届け出なければならない。

カ 地方農政局長、北海道農政事務所長又は沖縄総合事務局長は、都道府県協議会が(1)の要件を欠いたと認めた場合又は要綱第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、ウの承認を取り消そうとするときは、あらかじめ総合食料局長、生産局長及び経営局長から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、ウの承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により都道府県協議会長に通知しなければならない。

2 地域水田農業推進協議会

(1) 要綱第4の2の(1)の総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める要件は、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 原則として、会員に、市町村、農業協同組合及び農業委員会が含まれていること。

ウ 要綱第5に定める助成措置に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約その他の規程（別紙7から別紙11までに示した内容と同様の内容が盛り込まれているもの）が定められていること。

エ ウの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ イに掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）の事務局の一部を構成していること又はイに掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。

カ 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿った内容となっていること。

(2) 要綱第4の2の(2)の総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 地域協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集しその議決を得るものとする。

(ア) 協議会規約

(イ) 会計処理規程

(ウ) 事務処理及び文書取扱規程

(エ) 公印取扱規程

(オ) 内部監査実施規程

イ 地域協議会長は、要綱第5に定める助成措置を初めて実施しようとする年度の4月30日までに、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府

県協議会の長に会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程及び協議会の初年度の事業計画書を添えて、(1)の要件を満たすことについて別紙様式第1 - 4号により承認を申請しなければならない。

ウ 都道府県協議会長は、イの申請の内容を審査し、(1)の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、別紙様式第1 - 5号により地域協議会長に通知しなければならない。

エ 地域協議会長は、協議会規約を変更しようとするときは、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に別紙様式第1 - 6号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会長が行う承認から承認の通知までの手続については、ウに準ずるものとする。

オ 地域協議会長は、アの(イ)から(ウ)までの規程を変更したときは、速やかに地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に別紙様式第1 - 7号により届け出なければならない。

カ 都道府県協議会長は、地域協議会が(1)の要件を欠いたと認めた場合又は要綱第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかつたと認めた場合であつて、ウの承認を取り消そうとするときは、あらかじめ地方農政局長等から、とるべき措置についての指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。また、ウの承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域協議会長に通知しなければならない。

3 関係書類の閲覧

総合食料局長、生産局長、経営局長、北海道農政事務局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長及び地方農政事務局長は、必要に応じて、都道府県協議会及び地域協議会の要綱第5に定める助成措置に係る経理内容を調査し、当該助成措置の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、都道府県協議会は、必要に応じて、都道府県協議会が地域協議会に対して行った助成措置に係る経理内容を調査し、当該助成措置の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

4 経理事務指導

総合食料局長、生産局長、経営局長、北海道農政事務局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長及び地方農政事務局長は、必要に応じて、都道府県協議会及び地域協議会に対し、要綱第5に定める助成措置に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。また、都道府県協議会は、必要に応じて、地域協議会に対し、都道府県協議会が地域協議会に対して行う助成措置に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

5 証拠書類の保管

都道府県協議会、地域協議会及びその会員は、要綱第5に定める助成措置の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、助成措置に係る国庫助成金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

6 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、要綱第5に定める助成措置に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会又は地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

7 都道府県協議会及び地域協議会の業務運営の透明性の確保

都道府県協議会及び地域協議会は、その主催する会議を、予定を公表した上で、公開で行うよう努めるものとする。また、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、要綱第5に定める助成措置の実施に係る手続に関する定め、事業計画、活動報告その他要綱第5に定める助成措置を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により、公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、国、都道府県、市町村並びに都道府県協議会及び地域協議会の会員のうち都道府県及び市町村以外の者は、都道府県協議会及び地域協議会に協力するものとする。

第2 米の生産調整実施者の確認

要綱第6の生産調整実施者の確認は次により行うものとする。

- 1 地域協議会長は、農業共済組合、認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第1項の規定に基づき、その作成した生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、農業委員会、地方農政事務所等（地方農政局が所在する都府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政事務所をいう。）、都道府県、市町村、その他関係機関・団体等と連携し、地域協議会を主体とした地域農業者の主食用等水稻（米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知。以下「生産調整要領」という。）第3に規定する生産調整の取組として扱う米穀等の生産に係る水稻以外の水稻をいう。以下同じ。）の作付状況等の確認体制の整備に努めるものとする。

なお、確認事務の簡素化を図る観点から、特に、農業共済組合等との連携を図ることとし、生産調整要領第4の3の(2)に規定する様式の一体化等を通じて、農業者のデータの共有化に努めるものとする。

- 2 確認の時期は、地域の水稻の生育状況を踏まえ、原則として生産年の7月1日を基準として、地域協議会長が定める日とするものとする。
- 3 生産調整実施者の確認は、水稻生産実施計画書（生産調整要領別紙5の第2の1に規定する水稻生産実施計画書をいう。要綱別紙1第4の2の(1)に定める「水稻生産実施計画書」と同じ。以下「実施計画書」という。）を提出した農業者について、当該農業者に係る生産数量目標の面積換算値（生産調整要領第2の4に規定する生産数量目標の面積換算値（同要領別紙2の第1の規定により補正を行った場合は、同第2に規定する補正後の生産数量目標を面積換算した値）をいう。以下同じ。）を超えて主食用等水稻の作付けが行われていないことを確認

することにより行うものとする。

- 4 地域協議会長は、3の確認に当たっては、確認の対象となる農業者が水稲共済加入者である場合にあっては、農業者が実施計画書に記載する水稲作付面積と当該農業者の水稲共済引受面積（農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林水産省経済局長通知。以下「引受要綱」という。）第1章第5節の2の引受面積をいう。以下同じ。）との突合を行うことにより確認するものとする。なお、当該方式による確認の整合性を確保する観点から、確認する水稲作付面積の単位は、アール単位とし、農業者が実施計画書に記載する水稲作付けに係る耕地ごとの面積に0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により耕地ごとに端数を整理した上で、その面積を合計するものとする。
- 5 4の具体的な確認方法については、当該農業者の実施計画書における水稲作付面積の合計から 新規開田地（引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等という。）における水稲作付面積及び 生産調整要領第3に規定する生産調整の取組として扱う米穀等（以下「生産調整米穀」という。）のうち、青刈り稲、わら専用稲、稲発酵粗飼料用稲、援助米（人道的見地から無償で行われる海外援助に供することを目的に生産される米穀をいう。以下同じ。）又は試験研究米（水稲に関する試験研究の用に供される水田において生産される非食用の米穀をいう。以下同じ。）の作付面積がある場合はその面積を控除した面積（以下「水稲共済突合基礎面積」という。）を水稲共済引受面積と突合し、これにより確定した水稲共済突合基礎面積から 生産調整米穀のうち、加工用米、新規需要米の作付面積を控除した面積に、 の新規開田地における水稲作付面積及び生産調整米穀のうち、青刈り稲、わら専用稲、稲発酵粗飼料用稲、援助米又は試験研究米の作付面積を加算して得た面積（水稲の作付けを行っている面積から生産調整米穀に係る水稲の作付けを行う面積を控除した面積と同じ。以下「主食用等水稲作付面積」といい、要綱別紙2第1の「主食用等水稲の作付面積」と同じ。）が当該農業者の生産数量目標の面積換算値を超えていないことを、以下の手順により確認することにより行う。

(1) 水稲共済突合基礎面積

$$= \text{農業者の水稲作付面積} - \left[\begin{array}{l} \text{新規開田地の水稲作付面積} \\ \text{青刈り稲の作付面積} \\ \text{わら専用稲の作付面積} \\ \text{稲発酵粗飼料用稲の作付面積} \\ \text{援助米の作付面積} \\ \text{試験研究米の作付面積} \end{array} \right]$$

(2) 水稲共済突合基礎面積と水稲共済引受面積との突合

(3) 主食用等水稲作付面積

$$= \text{水稲共済突合基礎面積} - \left[\text{加工用米の作付面積} \right]$$

〔 新規需要米の作付面積 〕

$$+ \left(\begin{array}{l} \text{新規開田地の水稲作付面積} \\ \text{青刈り稲の作付面積} \\ \text{わら専用稲の作付面積} \\ \text{稲発酵粗飼料用稲の作付面積} \\ \text{援助米の作付面積} \\ \text{試験研究米の作付面積} \end{array} \right)$$

(4) 主食用等水稲作付面積と生産数量目標の面積換算値との突合により、米の生産調整実施者であることを確認

6 地域協議会長は、確認の対象となる農業者が水稲共済非加入者である場合にあっては、1の確認体制により関係機関の協力を得て、当該農業者の実施計画書に記載がある水稲作付面積について、第5の3により整備される水田情報、土地台帳及び集落地図等を活用しながら、現地ほ場において、実際の作付状況を確認するものとし、必要に応じて実測を行うものとする。その際の水稲作付面積は田本地面積とし、畦畔、はざ場等の水稲の作付けが不可能な面積は含まないものとする。

なお、当該農業者について、生産調整米穀に係る面積がある場合は、当該農業者の水稲作付面積から当該面積を控除して得た主食用等水稲作付面積と当該農業者の生産数量目標の面積換算値を突合することにより確認するものとする。

7 地域協議会長は、生産調整実施者の確認を行うに当たって、個人情報保護の観点から、農業共済組合等と連携し、水稲共済細目書異動申告票の水稲共済引受面積を生産調整実施者であることの確認に使用することについて、事前に農業者の同意を得ておくものとする。

第3 他の施策との関係

1 集荷円滑化対策との関係

要綱第5において、集荷円滑化対策の生産者拠出金（集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知。以下「集荷円滑化要綱」という。）第4の2に定める生産者拠出金をいう。以下同じ。）を納付している者を助成対象とするとされていることから、その確認について地域協議会は、助成対象としようとする農業者の住所地を管轄する地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を通じて米穀安定供給確保支援機構（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第8条第1項に規定する米穀安定供給確保支援機構をいう。）から必要な情報の提供を受けることにより確認するものとする。

2 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる担い手の育成・確保との関係

地域協議会は、水田・畑作経営所得安定対策（農業の担い手に対する経営安定

のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第3条第1項各号の交付金及び第4条第1項の交付金の交付に係る対策をいう。以下同じ。）の対象となる担い手の育成・確保に資するため、要綱別紙1第8の3に定める地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）の担い手リスト等を基に、地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）等の関係機関・組織と連携の上、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる担い手を確保するため、働きかけの対象者や組織を明らかにすること。
- (2) (1)の対象者や組織が、水田・畑作経営所得安定対策の対象者要件を満たしているか否かを明らかにすること。

3 耕畜連携水田活用対策との関係

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）に基づく対策（以下「耕畜連携水田活用対策」という。）については、水田における飼料作物の生産や資源循環の取組等を推進し、これにより、飼料自給率の向上はもとより、耕作放棄の防止や水田環境の保全を図ることを目的とするものであり、水田における米の需給調整や産地確立の取組と密接に関連するものである。

このため、都道府県協議会及び地域協議会においては、本対策と耕畜連携水田活用対策の一体的な推進に努めるものとする。

4 環境と調和のとれた農業生産活動の推進との関係

食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定）において、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととされたことを受け、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知、以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）により環境と調和のとれた農業生産活動規範（以下「農業環境規範」という。）が示されたところである。

このような中、水田農業において多くの農業者を対象に講じている本対策についても、その実施を通じて、農業環境規範に基づく点検を農業者に定着させることが重要である。

このため、地域協議会は、要綱第5に定める助成措置に基づく取組に係る助成金を受けようとする者から環境と調和のとれた農業生産活動通知の点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

第4 報告

要綱第8の総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める報告は、次に定めるところによるものとする。

1 ビジョンの実施状況の点検及び見直し結果の報告

(1) 地域協議会長は、毎年度、別紙様式第1 - 8号によりビジョンの実施状況の点検・見直し結果報告書を取りまとめ、活動を行った翌年度の4月30日までに地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に提出するものとする。

(2) 都道府県協議会長は、毎年度、(1)により提出のあったビジョンの点検・見直し結果について審査を行い、必要に応じ地域協議会に対し助言及び指導を行うとともに、地域協議会の報告内容及び地域協議会に対する指導方針等を別紙様式第1 - 9号に取りまとめ、提出を受けた年度の5月30日までに地方農政局長等に提出するものとする。

この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

2 都道府県協議会及び地域協議会の活動報告及び事業計画の提出

(1) 地域協議会長は、毎年度、当該年度の活動報告及び次年度の事業計画を活動を行った翌年度の4月30日までに地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に提出するものとする。

(2) 都道府県協議会長は、毎年度、都道府県協議会の当該年度の活動報告及び次年度の事業計画を活動を行った翌年度の4月30日までに地方農政局長等に提出するものとする。

3 助成措置に係る報告

助成措置に係る報告は、第5の8によるものとする。

第5 水田農業構造改革交付金

1 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の算定等

(1) 都道府県協議会への産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の配分額の算定

要綱別紙1第4の1の総合食料局長及び生産局長が別に定める都道府県協議会への水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）（以下「産地確立交付金」という。）及び水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）（以下「稲作構造改革促進交付金」という。）の配分額の算定は、次に定めるところによるものとし、総合食料局長及び生産局長は、都道府県協議会ごとにそれぞれの交付金の配分額を、別途、地方農政局長等に提示するものとする。

また、この提示を受けた地方農政局長等は、速やかに都道府県協議会長（都道府県協議会長が定まっていない場合については、都道府県知事又は他の都道府県協議会の会員となる予定の者）に対し、当該都道府県協議会への交付金の配分額を提示するものとする。

ア 産地確立交付金の配分に係る基本的な考え方

地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）については、水田を有効に活用した産地確立、需要に応じた米の生産の推進、担い手の育成・確保等に重点をおいて算定するものとし、基本部分及び加算部分に分け

てそれぞれイの(ア)及びイの(イ)により算定するものとする。

新需給調整システム定着交付金助成事業分については、需給調整の取組状況を勘案して算定するものとする。

なお、地域協議会助成事業分及び新需給調整システム定着交付金助成事業分の算定に当たっては、これまでの本対策の交付実績にも配慮するものとする。

また、新需給調整システム定着交付金助成事業分の一定部分については、前年度の水田の活用状況を踏まえ毎年度都道府県協議会への配分額を見直すものとする。

イ 産地確立交付金（地域協議会助成事業分）の具体的な配分の方法

(ア) 基本部分

水田農業経営確立対策（水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官依命通知）に基づく対策をいう。以下同じ。）におけるとも補償交付面積を基に、食料・農業・農村基本計画の生産努力目標や生産調整規模の見通しを踏まえて平成21年度の作物別面積を試算し、その面積に次表の区分の欄の作物等ごとにそれぞれ対応する単価を乗じる。

区 分	単 価
a 一般作物作付け、永年性作物等作付け、特例作物作付け、景観形成等水田及び水田預託（水田預託のうち保全管理を除く。）	5 千円/10 a

(イ) 加算部分

基本部分の算定に用いた面積に、平成27年の農業構造展望（「農業構造の展望」（平成17年3月25日農林水産省省議決定）において示された農業構造の展望をいう。）の実現を前提とした意欲的な育成の見通しのもとに設定した都道府県別の担い手割合を乗じ、さらに、単価（10アール当たり30千円）を乗じる。

なお、麦及び大豆に係る担い手割合の設定に当たっては、水田・畑作経営所得安定対策の担い手比率と整合性を確保するものとする。

ウ 稲作構造改革促進交付金に係る基本的な配分の考え方

地域協議会助成事業分（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業）については、基本部分（一般部分及び配慮部分）及び担い手集積加算部分に分けてそれぞれエの(ア)及び(イ)並びにエの(ウ)により算定するものとする。

また、流通改善対策促進事業分については、6の(7)のイで定めた都道府県ごとの支援数量に単価（1トン当たり4千円）を乗じた額を配分するもの

とする。

なお、基本部分のうちの配慮部分については、配慮部分として措置された財源から、流通改善対策促進事業分に係る所要額を控除した額を基本に配分するものとする。

エ 稲作構造改革促進交付金に係る地域協議会助成事業分の具体的な配分の方法

(ア) 基本部分のうちの一般部分

平成17年産の稲作所得基盤確保対策の都道府県別の当初加入契約数量を当該年産の都道府県別の平年収量で割り戻すことにより算出した面積の合計から平成17年産の担い手経営安定対策の当初加入契約面積を減じることにより算出した面積に占める平成17年産の稲作所得基盤確保対策の都道府県別の当初加入契約数量を当該年産の都道府県別の平年収量で割り戻すことにより算出した面積から当該県の平成17年産の担い手経営安定対策の当初加入契約面積を減じることにより算出した各都道府県別の面積の割合を算出し、対策期間中の各年度において総合食料局長及び生産局長が設定した面積に当該割合を乗じて算出した都道府県別の面積に単価（10アール当たり4千円）を乗じることを基本とする。

(イ) 基本部分のうちの配慮部分

生産調整の実施状況等を踏まえて算出した都道府県別の面積に単価（10アール当たり4千円）を乗じて算出することを基本とする。

(ウ) 担い手集積加算部分

対策期間中の各年度において総合食料局長及び生産局長が設定した全国的面積に(ア)の都道府県別の面積の割合を乗じて算出した各都道府県別の面積に単価（10アール当たり3千円）を乗じて算出することを基本とする。

(I) 配分額の調整

都道府県協議会に前年度からの資金がある場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)により算出した額に当該資金を勘案して配分することができるものとする。

(2) 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の減額の仕組み

ア 水稻作付面積の超過度合いに応じた減額

要綱別紙1第4の2の(1)の総合食料局長及び生産局長が定める計算方法は、次の算式によるものとする。単位は円とし、小数点以下は切り捨てとし、減額分が配分額を上回る場合にあっては配分額と同額とし、減額分が0円を下回る場合にあっては0円とする。算式の分数部分については、小数点以下第5位まで（第6位切捨て）求めるものとする。

$$\text{減額分} = \text{配分額} \times \frac{\text{水稻作付面積の計} - \text{生産数量目標の面積換算値の計}}{\text{生産数量目標の面積換算値の計}}$$

(備考)

式中「生産数量目標の面積換算値の計」とは、地域協議会長に生産調整要領別紙5の第2の1の規定に基づき実施計画書を提出した方針参加農業者すべての生産数量目標の面積換算値の合計をいう。

式中「水稻作付面積の計」とは、地域協議会長に実施計画書を提出している農業者が実際に水稻の作付けを行っている面積から生産調整米穀に係る水稻の作付けを行う面積(8の(2)のイに定めるやむを得ない事情により、期日までに減額報告ができず、減額報告を行うまでの間に地域協議会助成事業の助成金の請求を行う場合にあっては、確認できた面積に限る。)を控除した面積をすべて合計した面積をいう。

式中「配分額」とは、都道府県協議会が要綱別紙1第8の1の(1)に定める配分方針に記載された地域協議会ごとの配分額の合計(地域協議会助成事業分及び産地確立特別加算事業分の前年度からの繰越し分は除く。)をいう。ただし、要綱別紙1第8の1の(2)に定めるところにより、地域協議会助成事業分(産地確立事業に係るものに限る。)と新需給調整システム定着交付金助成事業分との交付額の融通を申し出た場合にあっては融通を行った後の額により算定された額を、イによる減額が行われた場合にあっては、減額後の額をいう。

イ 需要量に関する情報の不整合による減額の仕組み

(7) 要綱別紙1第4の2の(3)の「都道府県協議会の区域内において、米政策改革基本要綱第 部第1の2の(1)のイの規定に基づき、都道府県知事、市町村長又は第三者機関的組織が算定した需要量に関する情報が、都道府県にあっては国、市町村長にあっては都道府県知事、第三者機関的組織にあっては市町村が算定した需要量に関する情報と整合性が確保されていない場合」とは、以下のaからcまでに掲げる場合をいう。

- a 都道府県知事が当該都道府県の管内に所在する市町村長に通知した市町村別の需要量に関する情報(生産調整要領第2の2の(2)に規定する市町村別の需要量に関する情報をいう。以下同じ。)の合計が、国が通知した当該都道府県の需要量に関する情報(生産調整要領第2の2の(1)に規定する都道府県別の需要量に関する情報をいう。以下同じ。)を超える水準で設定された場合
- b 市町村長が当該市町村の地域内に所在する地域協議会に提供した地域協議会別の需要量に関する情報(生産調整要領第2の2の(2)に規定する地域協議会別の需要量に関する情報をいう。以下同じ。)の合計が、都道府県知事が当該市町村長に通知した需要量に関する情報を超える水準で設定された場合
- c 地域協議会が当該区域の認定方針作成者に提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報(生産調整要領第2の2の(2)に規定する当該区域の認定方針作成者別の需要量に関する情報をいう。以下同じ。)の合

計が、市町村長が当該地域協議会に提供した需要量に関する情報を超える水準で設定された場合

- (1) 要綱別紙 1 第 4 の 2 の(3)の産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の減額は、それぞれ次の算式により行うものとする。なお、単位は円とし、小数点以下は切り捨てとし、減額分が配分額を上回る場合にあっては配分額と同額とし、算式の分数部分については、小数点以下第 5 位まで(第 6 位切捨て)求めるものとする。

$$\text{減額分} = \text{配分額} \times \frac{\text{需要量}}{\text{基準需要量}} \times 1 / 2$$

(備考)

式中「配分額」とは、(ア)の a に掲げる場合にあっては国が都道府県協議会に示した産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の配分額の合計額、(ア)の b 又は c に掲げる場合にあっては都道府県協議会が地域協議会に示した地域協議会助成事業分の配分額(ただし、地域協議会助成事業分の前年度からの繰越分は除く。また、要綱別紙 1 第 7 の 1 の(2)に定めるところにより、地域協議会助成事業(産地確立事業分に限るものに限る。)と新需給調整システム定着交付金助成事業分との交付額の融通を申し出た場合にあっては、融通を行った後の額により算定された額をいう。なお、(ア)の b にあっては(ア)の a により配分額が減額された場合は、減額後の額、(ア)の c にあっては(ア)の b により配分額が減額された場合は、減額後の額)とする。

式中「需要量」とは、(ア)の a に掲げる場合にあっては都道府県知事が通知した市町村別の需要量に関する情報の合計、(ア)の b に掲げる場合にあっては市町村長が提供した地域協議会別の需要量に関する情報の合計、(ア)の c に掲げる場合にあっては地域協議会が提供した当該区域の認定方針作成者別の需要量に関する情報の合計とする。

式中「基準需要量」とは、(ア)の a に掲げる場合にあっては国が通知した都道府県の需要量に関する情報、(ア)の b に掲げる場合にあっては都道府県知事が通知した市町村の需要量に関する情報、(ア)の c に掲げる場合にあっては市町村が地域協議会に提供した需要量に関する情報とする。

ウ 需要量に関する情報の不整合による産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の助成水準の減額

- (ア) 要綱別紙 1 第 4 の 2 の(4)の「認定方針作成者が自らが決定した生産数

量の目標と第三者機関的組織から示された需要量に関する情報との整合性が確保されていない場合」とは、認定方針作成者が自ら決定した生産数量目標（生産調整要領第2の4に規定する生産数量目標をいう。）が地域協議会が提供した当該認定方針作成者の需要量に関する情報を超える水準で設定された場合をいう。

- (1) 要綱別紙1第4の2の(4)の総合食料局長及び生産局長が別に定める助成金の助成の水準の減額は、要綱別紙1第8の4の(2)に定める助成の水準に次の算式による減額割合を乗じるものとする。減額割合が0を下回る場合にあっては減額割合を0とする。算式の分数部分については、小数点以下第5位まで（第6位切捨て）求めるものとし、これにより減額された助成の水準の単位は円とし、小数点以下は切り捨てとする。

生産数量目標

$$\text{減額割合} = 1 - \frac{\text{生産数量目標}}{\text{基準需要量}} \times 1 / 2$$

（備考）

式中「生産数量目標」とは、認定方針作成者が自ら決定した生産数量目標（生産調整要領第2の5の規定に基づき補正した数量がある場合にあっては当該数量を補正する前の数量）とする。

式中「基準需要量」とは、地域協議会が提供した当該区域の認定方針作成者別の需要量に関する情報の合計とする。

エ 地域協議会長は、毎年度、市町村から必要な情報の提供を受け、ア及びイ（（ア）のaを除く。）の減額分について計算を行い、別紙様式第2-1号により原則として12月15日までに地域協議会長が主たる事務所を置く都道府県協議会長に報告するものとする。

オ 都道府県協議会長は、エに基づく報告を受けた後、速やかに当該都道府県協議会の産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の減額を別紙様式第2-2号によりとりまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。

2 助成水田の範囲

要綱別紙1第5の助成水田の範囲は、次に定めるとおりとする。

(1) 水稻の作付けが行われた水田等

要綱別紙1第5の1の(1)の「水稻の作付けが行われた」ことについては、水稻共済細目書、聴取調査等によって判定するものとする。

(2) 水稻以外の作物の作付けが行われたこと又は農地として良好な状態で管理が行われていたことについて確認が可能である水田等

要綱別紙第5の1の(2)の「水稻以外の作物の作付けが行われたこと又は農地として良好な状態で管理が行われていたこと」とは、次のア又はイに掲げる

ことをいう。

ア 平成16年度から平成20年度までのいずれかの年度において産地づくり事業又は特別調整促進加算事業に係る助成金の交付を受けていたこと

イ ア以外であって、平成16年度から平成20年度までのいずれかの年度において、次表のいずれかの取組が行われていたこと

区 分	内 容
ア 水稲以外の作物の作付け	a 水稲以外の作物の作付け b 水田以外の農地、施設園芸用の施設に係る土地又は林地への転換
イ 景観形成等水田	a 景観の形成に寄与する作物の作付け b レクリエーション農園としての利用 c 学童農園等への活用を目的とした、地方公共団体に対する使用貸借権の設定 d aからcまで以外の方法で水田の多面的機能が発揮されるもの
ウ 調整水田	水田に水を張り常に水稲の生産力が維持される状態での管理
エ 保全管理	耕作可能な状態での管理（ウ以外）
オ 水田預託	次のいずれかの法人への預託 (ア) 農業協同組合 (イ) 市町村 (ウ) 都道府県 (エ) 土地改良区 (オ) 農業の振興を目的とする公益法人（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であって、地方公共団体が、社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては寄付財産の額の過半数を拠出しているものに限る。）
カ 土地改良通年施行	土地改良事業又はこれに準ずる事業の通年施行による実施
キ その他	次のいずれかに該当していること (ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が所有

	<p>権又は使用及び収益を目的とする権利を有する水田等であって、同法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業により買入れ若しくは借受け又は信託の引受けを行ったもの</p> <p>(イ) 独立行政法人農業者年金基金が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する水田等であって、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号の規定により買入れ又は借受けを行ったもの</p> <p>(ウ) その一時転用について農地法（昭和27年法律第229号）の許可を受けた水田等（その一時転用について同法の規定により許可を要しないものを含む。）</p> <p>(I) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の承認を受けた地方公共団体又は農業協同組合が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しているもの</p> <p>(オ) 土地区画整理事業等の施行中において農地として利用することが不可能な土地（水田等のかい廃に係るものを除く。）</p>
--	---

(3) 水稻の作付けが可能となった土地であって、新規開田地でないもの

要綱別紙1第5の1の(3)の「水稻の作付けが可能となった土地であって、新規開田地でないものとして総合食料局長及び生産局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

ア その水田（市街化区域等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域及び同項の規定による区域区分が定められていない同法第4条第2項の都市計画区域における同法第8条第1項第1号の用途地域をいう。）内にあるもの（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区内にあるものを除く。）を除く。）が公共的事業（土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に掲げる事業又は他の

法律によって土地の収用若しくは使用をすることができる事業に限る。以下同じ。)の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として、当該事業の実施主体等が当該水田に代えて行った開田(生産緑地地区内の水田に代えて行った開田については市街化区域等外での開田に限る。)の実施に伴って新たに造成された水田(農業者ごとに、当該農業者に係る当該公共的事業の用地に供されることとなった水田の面積を超えない面積のものに限る。)

イ 耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けた水田(耕地としての復旧が不可能なものに限る。)に代えて行った開田の実施に伴って新たに造成された水田(農業者ごとに、当該被害を受けた水田の面積を超えない面積のものに限る。)

ウ 国、独立行政法人又は地方公共団体において公共の用に供するために新たに造成された水田であって、その造成にあわせて、当該水田の面積以上の助成水田の助成水田以外のものへの転換を伴うもの

エ 長期間耕作を放棄した水田であって、障害物除去や整地等により水田機能を復帰・再生されたものであり、かつ、地域協議会長がこれを新規開田でないものとして認めたもの

(4) 新規開田地

要綱別紙 1 第 5 の 2 の(1)の「新規開田地」とは、次に掲げるものをいう。

ア 平成 20 年度において、水田農業構造改革対策上の新規開田地として取り扱われたもの

イ 次に掲げる土地であって、平成 20 年産の水稲の収穫期後、水稲の作付けが可能となったもの又は水稲の作付けが行われたもの

(ア) 平成 20 年度において、水田農業構造改革対策上の助成水田以外の土地((3)に定めるものを除く。)

(イ) (6)に定める非農地に転換された土地その他水稲の作付けを行うことが困難な土地

(ウ) 要綱別紙 1 第 5 の 2 の(4)に定める平成 10 年度から平成 20 年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等又は平成 21 年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等に、3 年間連続して該当したもの
ただし、(7)のケに該当するものは除く。

(エ) 永年性作物等作付け(養魚水田を除く。)が行われたものとして、水田農業経営確立対策における水田とも補償金(以下「水田とも補償金」という。)が交付された水田等

(オ) 畑地化推進対策の実施により畑地に転換したもの

(5) 交付に制限がかかる作物

要綱別紙 1 第 5 の 2 の(2)の「総合食料局長及び生産局長が別に定める作物」とは、次に掲げるものをいう。

ア でん粉原料用のかんしょ及びその種苗

茨城県、千葉県、宮崎県及び鹿児島県において生産されるかんしょであって、次に掲げるものに該当しないもの

(ア) 高系 14 号、ベニコマチ、ベニアズマ又は紅赤

(イ) 当該 4 県に主たる事務所を置く都道府県協議会長が地方農政局と協議して定めた品種

(ウ) (ア)及び(イ)以外の品種であって、生産者と加工業者等との間で締結された供給契約に基づき生産されたかんしょの全量が食用又は加工食品の用途に販売されることが確実に認められるもの

イ でん粉原料用のばれいしょ及びその種苗

北海道において生産されるばれいしょであって、次に掲げるものに該当しないもの

(ア) 男爵、メークイン、ワセシロ

(イ) 北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会長が北海道農政事務所長と協議して定めた品種

(ウ) (ア)及び(イ)以外の品種であって、生産者と加工業者等との間で締結された供給契約に基づき生産されたばれいしょ全量が食用又は加工食品の用途に販売されることが確実に認められ、かつ、あらかじめ当該都道府県協議会長が北海道農政事務所長の承認を受けた面積の範囲内で作付けされたもの

(注) アの(イ)若しくはイの(イ)の協議又はイの(ウ)の承認に当たって、都道府県協議会長は、作物作付けの形態等につき必要な条件を付す必要があると認められるものについては、その条件を付して当該協議又は承認を行うものとする。

また、地域協議会長は、かんしょ又はばれいしょに係る作物作付けを実施し、産地づくり事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付を受けようとする者の営農計画書（要綱別紙 1 第 8 の 5 に定める営農計画書をいう。）に品種名及び用途を記載させるとともに、現地確認において当該品種であること等を適正に確認するものとする。

(6) 非農地に転換された土地その他水稲の作付けを行うことが困難な土地

要綱別紙 1 第 5 の 2 の(3)の「非農地に転換された土地その他水稲の作付けを行うことが困難な土地として総合食料局長及び生産局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

ア 緊急生産調整推進対策（緊急生産調整推進対策実施要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 農産第 1400 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の生産調整推進のための助成措置に係る対策をいう。以下同じ。）上の生産調整実績に算入された転作定着カウント若しくは水田農業経営確立対策上の生産調整実績に算入されたその他カウント（永年性作物等作付け）に該当した水田等又は永年性作物等作付け（養魚水田を除く。）が行われたものとして水田とも補償金が交付された水田等

イ 緊急生産調整推進対策上の生産調整実績に算入された作物カウント（果樹、

- 茶及び桑に限る。) 特別定着カウント若しくは土地区画整理カウント(土地区画整理事業等(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業(土地区画整理法施行法(昭和29年法律第120号)第10条の規定による改正前の都市計画法(大正8年法律第36号)及び旧特別都市計画法(昭和21年法律第19号)に基づく土地区画整理を含む。)、新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)に基づく新都市基盤整備事業又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業をいう。以下同じ。)の施行後に水田となったものを除く。)に該当した水田等又は水田農業経営確立対策上の生産調整実績に算入されたその他カウント(カウント作物作付け(果樹、茶、桑に限る。)、特別定着水田及び土地区画整理(土地区画整理事業等の施行後に水田となったものを除く。)に限る。)に該当した水田等
- ウ 水田農業構造改革対策実施要綱の一部改正について(平成19年3月30日付け18生産第9078号農林事務次官依命通知)による改正前の要綱別紙5の畑地化推進対策により奨励金の交付が行われた水田
- エ 地域協議会が定めた確認日において次に掲げる水田等((7)の力に定める林地、養魚池又は農業生産に必要な施設の敷地にするために許可、届出等があった水田等を除く。)
- (ア) 農地法第4条、第5条又は第73条(転用目的の権利移動のものに限る。)に規定する許可を受けた水田等
- (イ) 農地法第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号に規定する届出があった水田等
- (ロ) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画に定めるところによって同法第4条第3項第1号の権利が設定され、又は移転された水田等であって、当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供した場合において、農地を農地以外のものになるもの
- (イ) 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第15条の2の規定による耕作及び養畜の事業以外の事業に供するための土地等の貸付けの貸付通知書の交付があった水田等
- (オ) 平成16年度以降土地区画整理事業等の施行により水田以外の農地となった土地
- (カ) 永年性作物の作付け、畑地への転換等により水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、地域協議会長が米の需給調整の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの
- (キ) (ア)から(カ)までのほか、水田等のかい廃に係るもの
- (7) 「平成10年度から平成20年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等」から除かれるもの又は「平成21年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等」から除かれるもの
- 要綱別紙1第5の2の(4)の「総合食料局長及び生産局長が別に定めるもの」

とは「平成10年度から平成20年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等」から除かれるものについては次のアからオまで及びケに掲げるものをいう。また、「平成21年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等」から除かれるものについては、次のウからクまでに掲げるものをいう。

ア 緊急生産調整推進対策におけるとも補償金、水田とも補償金又は平成16年度から平成20年度のいずれかの年度において水田農業構造改革対策に係る助成金が交付された水田等

イ 緊急生産調整推進対策、水田農業経営確立対策又は緊急需給調整対策上の生産調整実績に算入された水田等（水田等のかい廃に係るものを除く。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する水田等であって、同法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業により買入れ若しくは借受け又は信託の引受けを行ったもの

エ 独立行政法人農業者年金基金が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する水田等であって、独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第1項第2号の規定により買入れ又は借受けを行ったもの

オ その一時転用について農地法の許可を受けた水田等（その一時転用について同法の規定により許可を要しないものを含む。）

カ 林地（竹類又は林木の植栽に係る土地であって、農地転用に該当するものをいう。以下同じ。）、養魚池（魚介類の養殖の目的でたん水するために造成された池であって、農地転用に該当するものをいう。以下同じ。）又は農業生産に必要な施設の敷地（次に掲げる施設の敷地であって、農地転用に該当するものをいう。以下同じ。）

(ア) 畜舎、サイロ、家畜ふん尿処理施設、堆肥舎、乾草庫、飼料庫その他の家畜飼養管理用施設

(イ) 稚蚕及び壮蚕飼育施設並びに農業用温室、れき耕栽培施設その他の農作物育成管理用施設

(ウ) きのこと栽培施設

キ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認を受けた地方公共団体又は農業協同組合が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しているもの

ク 土地区画整理事業等の施行中において農地として利用することが不可能な土地（水田等のかい廃に係るものを除く。）

ケ 耕作放棄地再生利用緊急対策（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）等の対象となった水田であり、かつ、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地域協議会長がこれを助成水田として認めたもの

(8) 田寄せ畑寄せの取扱い

土地改良法（昭和24年法律第195号）等に基づく土地改良事業その他の公共事業又は農業者自らが土地改良法に基づかずに実施する不整形ほ場の整備（以下「自力ほ場整備」という。）後に、水田を含む土地利用形態の変更（以下「田寄せ畑寄せ」という。）を行う場合の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

ア 土地改良法等に基づく土地改良事業（区画整理、農用地の造成、埋立て若しくは干拓、農用地の災害復旧又はこれらを含む事業のうち農用地の区画形質の変更を伴うものに限る。）の工事施行後において換地処分、一時利用地の指定等が行われた場合

(ア) 助成水田となり得る土地

助成水田となり得る土地は、次に掲げる土地とする。

a 土地改良事業の工事施行後の水田であって、次に掲げる土地の合計面積の範囲内の面積のもの

(a) 工事施行前の水田であって、(4)の新規開田地又は(4)のイの(ア)から(ウ)までに該当する土地以外のもの

(b) 工事施工前の水田以外の土地であって、永年性作物等作付け（養魚水田を除く。）が行われたものとして、水田とも補償金が交付された土地以外のもの。

b (イ)により特定された助成対象畑等

(イ) 助成対象畑等の特定

助成対象畑等は、土地改良事業により造成された果樹その他木本性の作物（みつまたを除く。）若しくはホップの作付けに係る土地又は普通畑、林地、養魚池、施設園芸用施設の設置に係る土地（施設園芸用施設（ガラス室及び固定的な構築物として設置されているプラスチック（ビニール）ハウスをいい、その設置に係る土地において水稻の作付けが不可能なものに限る。）が設置された土地をいう。以下同じ。）若しくは農業生産に必要な施設の敷地であって、次により特定されたものとする。

a 地域協議会長及び土地改良事業の事業実施主体（(8)において「事業実施主体」という。）は、協力して助成対象畑等となり得る土地の面積（以下「助成対象畑等可能面積」という。）を次の算式により算出するとともに、事業参加者ごとの助成対象畑等を特定するために必要な基礎数値を整備するものとする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{土地改良事業の工} \\ \text{事前における田本} \\ \text{地面積} \end{array} \right) \times \text{換地交付率} - \left(\begin{array}{l} \text{土地改良事業の工} \\ \text{事施行後における} \\ \text{田本地面積} \end{array} \right)$$

（備考）

式中「工事施行前の田本地面積」は、土地改良事業計画（「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年

1 1月6日付け42農地C第375号農林省農地局長通知)において定めるものその他これに準ずるものをいう。以下同じ。)が定められている場合にあつては同計画上の水田面積から算出するものとし、土地改良事業計画が定められていない場合にあつては直近の現況により算出するものとする。

式中「換地交付率」は、換地工区ごとに次の算式により求めるものとする。

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{工事施行後の} \\ \text{総面積} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{工事施行後の土地改良} \\ \text{施設用地の面積} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{工事施行前の} \\ \text{総面積} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{工事施行前の土地改良} \\ \text{施設用地の面積} \end{array} \right)}$$

共同減歩による創設換地として共同利用施設用地を設けるときは、算式の分子の工事施行後の総面積から当該共同利用施設用地の面積を減ずるものとする。

不換地見合いの創設換地を設けるときは、算式の分母の工事施行前の総面積から当該不換地見合いの創設換地に係る不換地処分申出(同意)地の面積を、算式の分子の工事施行後の総面積から不換地見合いの創設換地の面積をそれぞれ減ずるものとする。

土地改良事業の実施地区に工事が施行された換地工区が2工区以上存在する場合については、助成対象畑等可能面積は、換地工区ごとに算式により算出した面積を合計したものとする。

土地改良事業の実施期間中における助成対象畑等可能面積は、当該土地改良事業完了後のものとして算式により算出される面積を上限とするものとする。

地目変換の工事が行われ、かつ、換地工区を設定していない区域における算式の適用については、1換地工区とみなすものとする。

- b 土地改良事業の関係事業参加者(8)において「事業参加者」という。)は、相互の協議により事業参加者ごとの土地改良事業の工事施行前及び工事施行後の水田面積等を勘案して事業参加者ごとの助成対象畑等可能面積を定めるものとする。ただし、事業参加者ごとの助成対象畑等可能面積の合計面積は、aの算式により算出された助成対象畑等可能面積を超えないものとする。
- c 事業参加者は、一筆(道路、水路等により区分されているものに限る。)又は10アール以上の区画(杭等により位置が明確に区分されたものに限る。)を単位として、bにより定められた事業参加者ごとの助成対象畑等可能面積を超えない範囲で、当該事業参加者が換地処分、一時利用

地の指定等を受けた土地の中から、助成対象畑等を特定することについて、地域協議会長に申請するものとする。

d 地域協議会長は、(ウ)の特定を行った後に、事業実施主体の協力を得てcの申請を審査の上、助成対象畑等を特定するものとする。

(ウ) 新規開田地の特定

a 地域協議会長は、土地改良事業の工事施行前において、新規開田地がある場合には、事業実施主体の協力を得て、事業参加者の同意の下に、当該新規開田地と同一の面積の土地を当該新規開田地として特定するものとする。

なお、土地改良事業計画において、現況水田面積に計上されている新規開田地を水田以外の農地に特定する場合については、(イ)のaの算式の適用に当たっては、土地改良事業の工事施行前における田本地面積から当該新規開田地に係る田本地面積を減ずるものとする。

b 土地改良事業の完了後、当該土地改良事業の工事施行後の田本地面積が、工事施行前の田本地面積を超える場合には、新規開田地があったものとして取り扱うものとし、地域協議会長は、その超える面積に相当する面積の土地をaに準じて新規開田地として特定するものとする。

イ 土地改良法等に基づく土地改良事業その他の公共事業であって農用地の区画形質の変更を伴わないもの(イにおいて「事業」という。)の工事施行後に、田寄せ畑寄せを行う場合

(ア) 田寄せ畑寄せ計画の策定

a 田寄せ畑寄せを行おうとする農業者は、当該事業の内容、田寄せ畑寄せの必要性、田寄せ畑寄せに係る農用地の面積及び位置関係等を記した田寄せ畑寄せ計画書を作成し、地域協議会長に提出することができる。

b 地域協議会長は、aにより提出された計画書により、当該措置の農業者の営農上の必要性等を審査し、適当と認められる場合であって、当該事業実施年度の産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の支払いに支障がないと判断したときは、(イ)及び(ウ)に定めるとおり取り扱うものとする。

(備考)

bの「営農上の必要性」については、当該事業によって、農地の細分化、不整形農地の発生、水利施設の不効率化等が生ずるほ場について、営農の効率化等の観点から必要と認められる最小限の範囲において行われること等により判断するものとする。

(イ) 助成水田となり得る土地

田寄せ畑寄せ後の水田であって、次に掲げる土地の合計面積の範囲内の面積のものは、助成水田になり得る土地として取り扱うものとする。

a 工事施行前の水田であって、(4)の新規開田地又は(4)のイの(ア)から(ウ)までに該当する土地以外のもの

- b 工事施工前の水田以外の土地であって、永年性作物等作付け（養魚水田を除く。）が行われたものとして、水田とも補償金が交付された土地以外のもの。

(ウ) 新規開田地の特定

水田面積が工事施行前の水田面積を超える場合には、新規開田地があったものとして取り扱うものとし、地域協議会長は、その超える面積に相当する面積の土地を新規開田地として特定するものとする。

ウ 自力ほ場整備に伴い田寄せ畑寄せを行う場合の取扱い

(ア) 田寄せ畑寄せを行おうとする農業者は、農業経営の状況、自力ほ場整備の内容、田寄せ畑寄せの必要性、田寄せ畑寄せに係る農用地の面積、位置関係及び権利関係等を記した田寄せ畑寄せ計画書を作成し、地域協議会長に提出することができる。

(イ) 地域協議会長は、aにより提出された計画書により、当該措置の当該農業者の営農上の必要性、対象ほ場の適格性、当該農業者の水田営農の推進状況等を審査し、適当と認められる場合であって、当該自力ほ場整備の実施年度の産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の支払いに支障がないと判断したときは、イの(イ)及びイの(ウ)の規定に準じて取り扱うものとする。

(備考)

(イ)の「営農上の必要性」については、国、地方公共団体等によるほ場整備事業の採択が困難であること、農作業の効率化等、営農上明らかな効果が期待できること等により判断するものとする。

(イ)の「対象ほ場の適格性」については、普通畑等と水田との転換を行おうとしているほ場が同一使用収益権者に係るものであること、対象ほ場に関して他に利害関係を有する者がある場合には当該措置についてそのすべての同意を得ていること等により判断するものとする。

(イ)の「当該農業者の水田営農の推進状況」については、農作業の受託等による経営規模の拡大、定着性の高い作物作付けの推進等を図っていること等により判断するものとする。

3 水田情報の整理

水田農業経営確立対策及び本対策において市町村や地域協議会等が整理してきた水田台帳は、地域水田農業の利用状況を把握し、ビジョンの策定並びに実施状況の点検及び見直しを行う際の基礎データとして有効であるとともに、助成水田の確認等幅広く活用できるものであることから、引き続き整備を行う等により、積極的な活用を図るものとする。

4 産地確立交付金の使途に係るガイドライン

(1) 産地確立事業の使途に係るガイドライン

要綱別紙 1 第 6 の 1 の総合食料局長及び生産局長が別に定めるガイドライン

は、次表のとおりとする。

ガイドライン	ガイドラインの細部運用
<p>産地確立事業は、水田環境等の良好な保全を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、これにより米の生産調整の的確な実施と消費者の期待に応える産地を育成するための事業であり、この趣旨に沿った内容である必要があることから、次に掲げるアからウまでの事項を定める。</p> <p>ア 産地確立交付金が活用できる使途の範囲</p> <p>産地確立事業として産地確立交付金が活用できる使途は、次に掲げる(ア)から(ウ)までの使途の範囲のいずれかに当てはまらなければならない。また、助成対象者については、農業者に交付する場合にあっては、その者が生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者でなければならない。</p> <p>(ア) 米の生産調整の推進に資するもの</p> <p>(イ) 水田を活用した作物の産地確立の推進に資するもの</p> <p>(ウ) 水田農業の構造改</p>	<p>a アの「生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者」については、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）が共同して行う取組を対象に交付する場合にあっては、当該個別農業者全員の主食用等水稲作付面積の合計が当該個別農業者全員に通知された生産数量目標の面積換算値の合計を上回っていないかどうか及び当該個別農業者全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であるかどうかにより判断することも可能とする。</p> <p>また、生産数量目標の面積換算値の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、主食用等水稲の作付けを行っていないことが確認され、かつ、地域内の米の需給調整に支障をきたさない等の判断により地域協議会長が特に認めた場合には、助成対象となり得ることとする。</p> <p>同様に、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、主食用等水稲の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の(2)の規定によ</p>

革の推進（担い手の育成）に資するもの

り主食用等水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。

イ 配慮事項

(ア) 担い手の育成に資する取組への支援

水田農業の構造改革を促進する観点から、米の生産調整の円滑な実施を念頭に置きつつ、次に掲げる取組その他の担い手の育成に資する取組が推進されることが望ましい。

a 担い手に対する助成単価の上乗せ

b 担い手への農地の集積及び作業の受委託への助成

c 生産の組織化・法人化に対する助成

d 担い手を中心とする合理的な土地利用（ブロックローテーション）への助成

(イ) 助成金の受取者

全作業委託等、土地所有者が実質的な農作業を行っていない場合には、助成金を交付する際の受取者は原則として実際の農作業従事者とする。

(ウ) 生産コスト低減に

b イの(ア)の「担い手」は、ビジョンにおいて明確化され、担い手リスト（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第5部第5の2の(4)に定める担い手のリストをいう。以下同じ。）に掲載されている者とする。

また、イの(ア)のaからdに掲げる担い手育成のための用途を設定した場合にあっては、産地確立計画書において、その他の用途と区別するものとする。

c イの(イ)の「原則として」とは、円滑な米の生産調整の実施や担い手の経営を支援する観点から、土地所有者等、実際の農作業従事者以外の者を受取者とすることが必要な場合をいう。

d イの(イ)の「実際の農作業従事者」は、5の(5)に定める産地づくり計画書において、地域協議会が定義するものとする。

e イの(ウ)の「生産コスト低減に資する取組」とは、

資する取組への支援
水田農業の構造改
革を推進する観点か
ら、農作物の生産コ
スト低減に資する取
組が推進されること
が望ましい。

(I) 著しく高い助成単
価の是正

産地確立交付金の
有効活用等を図る観
点から、著しく高い
助成単価が是正され
ることが望ましい。

ウ 産地確立交付金が活
用できない用途

アの産地確立交付金
が活用できる用途の範
囲内であっても、次に
掲げるものは用途から
除く。

(ア) 通常の主食用米に
係る助成に要する経
費

通常の主食用米の
価格の上乗せ補てん
に要する経費

(イ) 水田・畑作経営所
得安定対策との整合
性を欠く助成に要す
る経費

a 水田・畑作経営
所得安定対策の対
象者（水田・畑作

大豆 300A 技術等、農作物の収量・品質の向上、生
産経費の低減等、当該農産物の総体的な収益性向上
を図る取組のことをいう。

また、都道府県協議会及び地域協議会は、生産コ
スト低減に資する取組が推進されるよう、農業者に
対し指導するものとする。

f イの(I)の「著しく高い助成単価」とは、助成を行
っている作物の県内他地域の助成単価や平均的な収
益性等から勘案し、その助成単価が著しく高いもの
をいう。

また、都道府県協議会は、著しく高い助成単価を
設定している地域協議会に対する指導方法等につい
て、第5の6に基づく実施方針に定めるとともに、
計画的にその助成単価の是正について指導するもの
とする。

g ウの(ア)の「通常の」とは有機栽培等減収が認めら
れる稲作に関する取組でないことをいい、「主食用
米」とは生産調整米穀(新規需要米のうち、輸出用等
平成18年度において「主食用米」として取り扱わ
れた種類の米穀を除く。)以外の米穀をいう。以下
同じ。

また、上記の「減収が認められる」とは、慣行栽
培の単収と異なる単収として市町村が別に設定して
いる単収を適用することを地域協議会長により認め
られたものをいう。

h ウの(イ)のaの「格差補てん」とは、水田・畑作経
営所得安定対策対象者と同対策の対象とならない者
との間の交付格差を補てんするために、対象となら
ない者に対して、その格差を補てんすることを目的
とした用途をいう。

経営所得安定対策
実施要領（平成2
0年2月20日付
け19経営第66
31号農林水産省
経営局長通知）第
5の1の(3)、同
要領第5の2の
(4)及び同要領第
6の3の(3)の規
定に基づき交付金
の交付を受けたを
者をいう。以下「水
田・畑作経営所得
安定対策対象者」
という。）となら
ない者に対する格
差補てんに要する
経費

b 水田・畑作経営
所得安定対策の毎
年の生産量・品質
に基づく交付金
（水田・畑作経営
所得安定対策実施
要領第5の2に定
める毎年の生産量
・品質に基づく交
付金をいう。）に
おける品質格差に
よる交付金額の格
差の補てんに要す
る経費

(ウ) 国庫補助事業等の
補助残への直接的な
助成に要する経費

国、都道府県、市
町村等から補助を受
けている取組に対す
る直接的な助成に要

i ウの(イ)のbの「品質格差による交付金額の格差の補てん」とは、水田・畑作経営所得安定対策の毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分ごとの交付金額の格差を補てんすることを目的とした用途をいう。

j ウの(ウ)の「直接的な」とは、当該補助金等において受益者が本来負担すべき部分へ地域協議会からの助成を直接充当することをいう。

する経費

(I) 資産形成に対する直接的な助成に要する経費

補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）上の処分制限のかかる財産の取得等に対する直接的な助成に要する経費

(オ) 調整水田等不作付地に係る助成に要する経費

調整水田、保全管理等、農産物が作付けされていない水田に対する助成に要する経費

(カ) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20生産第5728号）及び水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）（以下「水田有

k ウの(I)の「補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）上の処分制限のかかる財産」とは次に掲げるものをいい、「等」とは効用が増加することをいう。なお、地域協議会が直接当該財産の取得等を行う場合においてもウの(I)の規定は適用されるものとする。

(a) 不動産

(b) 船舶、飛行機、浮標、浮きさん橋及び浮きドック

(c) (b)に掲げるものの従物

(d) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具及び備品

(e) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条において処分制限を受ける期間が定められた財産であって、その定められた期間を超えていないもの（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械、器具及び備品を除く。）

l ウの(オ)の「調整水田等不作付地」とは第5の2の(2)に掲げる表のうち、ウからカ（オの水田預託は保全管理に限る。）までに該当するものをいう。

なお、調整水田等不作付地については、地域の生産調整の円滑な推進の観点からやむを得ないと認められる場合に限り、地域協議会に対する交付額の範囲内において、平成23年度までに段階的に助成対象から除外することも認めるものとする。

m ウの(カ)の「食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱及び水田有効実施要綱に基づく助成水田」とは、食料自給力向上緊急生産拡大事業及び水田等有効活用促進対策事業（以下「水田等有効活用促進対策」という。）（水田有効実施要綱別表の助成内容欄の1の作付拡大に伴う面積助成に限る。）の助成対象となった水田をいう。

なお、水田を特定しない取組に対する助成等を除き、水田等有効活用促進対策の助成対象となった水田に対する産地確立交付金の交付は原則これを認めない。

<p>効実施要綱」という。)に基づく助成水田への助成に要する経費</p> <p>(キ) 余剰が生じた資金による翌年度事業への活用に要する経費</p>	<p>n ウの(キ)の「余剰が生じた資金」とは、当該年度に交付された交付金のうち、余剰が生じ翌年度の資金に繰り越すものをいう。</p> <p>余剰が生じた資金については、麦・大豆等の翌年度支払及び生産調整の拡大や調整水田等不作付地における水田等有効活用促進対策の助成対象作物以外への助成等、適切な理由があるもの以外は、翌年度事業に活用することができないものとする。</p> <p>(備考)</p> <p>助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費は、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに当てはまるものとする。</p> <p>の経費その他地域協議会自らの活動に必要な経費及び集団等が行う研修、会議等の開催に必要な経費については、別紙12に掲げる経費に限るものとし、活動内容を裏付ける会議録、日誌等を整備するとともに、経費の支出を証明する帳票類を整備しなければならない。</p>
--	--

(2) 新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドライン
 要綱別紙1第6の2の総合食料局長及び生産局長が別に定めるガイドラインは、次表のとおりとする。

ガイドライン	ガイドラインの細部運用
<p>新需給調整システム定着交付金助成事業は、地域の実情に応じた米の生産調整への意欲的な取組を助長するための加算であり、この趣旨に沿った内容である必要があることから、新需給調整システム定着交付金助成事業として産地確立交付金が活用できる使途は、次に</p>	

掲げるアからウまでの用途の区分に掲げる用途の中から設定しなければならない。

ただし、水田を特定しない取組への活用に係る用途等を除き、水田等有効活用促進対策の助成対象となった水田への活用に係る用途は原則これを認めない。

なお、助成単価は都道府県協議会で設定することとするが、所要額が国から配分された額を上回る場合にあっては単価の調整方法をあらかじめ活用方針に明記するものとし、所要額が国から配分された額を下回る場合にあっては単価の調整を行わず、翌年度の新需給調整システム定着交付金助成事業分として活用するものとする（翌年度の地域協議会助成事業分として融通しても構わない。）。

ア 大幅な超過達成に関する用途

都道府県協議会長が定める要件を満たす農業者等に対する助成に要する経費

イ 地域振興作物に関する用途

当該年度に主食用等水稲の作付けを行わない水田において、地域振興作物の振興として

a アの都道府県協議会長が定める要件は、少なくとも、主食用等水稲作付面積が生産数量目標の面積換算値の9割以内であることとする。なお、要件を満たすことの判定は、農業者等ごとに行うものとする。

b イの「原則として」とは、次に掲げる場合には、作物数の例外を認めることをいう。

なお、(a)又は(b)の場合には、毎年度作物の集約に向けた見直しを図るものとする。

(a) 平成15年4月以降平成16年3月までに市町村合併を行った市町村において、旧市町村ごとに

都道府県協議会長が定めた要件に適合する取組を行う者に対する助成に要する経費

なお、「地域振興作物」とは、次の(ア)から(ウ)までの条件のすべてを満たすものをいい、作物数については、地域において重点的に振興を図る作物を厳選することとし、原則として1地域協議会において4作物以内とする。

(ア) 担い手の育成に資するものであること。

(イ) 地域条件に適合したものであること。

(ウ) 生産を拡大しても需給に支障を生じさせないものであること。

選択する場合

(b) 対策期間中の市町村合併又は地域協議会の区域の変更により、旧市町村又は旧協議会ごとに選択する場合

(c) 営農条件が異なること等により、地域協議会の区域内を明確に分割でき、かつ、それぞれの区域ごとに条件に適した作物が異なる場合であってその区域ごとに選定する場合

(d) 多品目をグループとして一括して振興している場合であって1品目のみに限定して振興することが困難であるとして都道府県協議会がそのグループを定めた場合

c 当該作物が担い手の育成に資するものであるかどうかについては、販売を主たる目的とする作物であって、その生産拡大が市場価格、生産コスト等を勘案し、担い手の経営改善に資すると認められるものかどうかにより判断するものとする。

d 当該作物が地域条件に適合した作物であるかどうかについては、作付実績のある作物にあってはこれまでの実績をもって判断し、新規導入作物にあっては試験場、普及センター等における栽培試験、栽培実証等の結果により判断するものとする。

e 当該作物が生産を拡大しても需給に支障を生じさせないものかどうかについては、都道府県単位で生産計画等を作成し、生産量を抑制しているかどうかにより判断するものとする。

f 地域振興作物として、麦又は大豆(黒大豆を除く。)を選択する場合にあっては、都道府県協議会長は、以下に掲げる要件を設定するものとする。

(ア) 担い手要件

水田・畑作経営所得安定対策の加入者を基本として、都道府県段階の麦・大豆生産の担い手の育成・確保を推進する観点からの対象者要件とすること。

(イ) 需要要件

都道府県内の麦・大豆の生産、販売の課題を踏まえ、麦種や品種、品質、技術面の要件など、需

ウ その他意欲的な生産調整に関する用途

ア及びイ以外のものであって、これまでの生産調整の実施状況、地域特性等を勘案して、生産調整の推進上特に有効であると都道府県協議会長が定める意欲的な生産調整の取組を行う者に対する助成に要する経費

要に応じた生産を推進する観点からの要件とすること。

g ウの用途の区分に掲げる用途については、都道府県協議会長は少なくとも次に掲げる内容とならない要件等を設定するものとする。

(a) ア又はイと実質的に同じ内容のもの

(b) アで設定した基準を満たさない超過達成

(c) イの(ア)から(ウ)までの条件を満たさないことにより、地域振興作物に選定することができない作物の振興

(備考)

都道府県協議会長は、アからウまでの用途の区分1つにつき複数の用途を設定することができる。

地域協議会長は、ア及びウの用途の区分1つにつき、当該区分において都道府県協議会長が設定した複数の用途の中から原則として1つだけを選択することができる。

地域協議会は、 に定める助成対象者が行う1つの営農行為について、当該営農行為が複数の用途に定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合には、それぞれの助成を行うことができる。

上記の「原則として」とは、ウの用途の区分について、bの(a)から(c)までに該当する場合には、複数であっても構わないことをいう。この場合において、(c)中「作物」とあるのは、「用途」と読み替えるものとする。

都道府県協議会長が設定する用途は、主食用等水稲の生産の抑制を伴うものであることとする。

都道府県協議会長が設定する用途については、(1)に定める産地確立事業の用途に係るガイドライン中のウの産地確立交付金が活用できない用途に係る規定を準用するものとする。

都道府県協議会長が設定する用途における助成対象者は、農業者単位又は栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(3以上の個別農業者で構成する団体であって、代表

者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。)であることとし、その具体的な範囲は都道府県協議会長が定めるものとする。

都道府県協議会長が設定する用途については、助成対象者は、農業者に交付する場合にあっては、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。

なお、生産集団に交付する場合にあっては、その構成員である個別農業者全員の主食用等水稲作付面積の合計が当該個別農業者全員に通知された生産数量目標の面積換算値の合計を上回っていないかどうか及び当該個別農業者全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であるかどうかにより判断することも可能とする。

また、生産数量目標の面積換算値の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、主食用等水稲の作付けを行っていないことが確認され、かつ、地域内の米の需給調整に支障をきたさない等の判断により地域協議会長が特に認めた場合には、助成対象となり得ることとする。

同様に、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、主食用等水稲の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により主食用等水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。

5 稲作構造改革促進交付金の交付に係る基準

要綱別紙1第7及び第8の1の(3)の総合食料局長及び生産局長が別に定める基準は、次表のとおりとする。

基準	留意事項
稲作構造改革促進交付金は、米の生産調整のメリット対策を講じることにより、米の生産調整の	

的確な実施の確保を図るとともに、担い手への農地の集積を促進するための交付金であり、この趣旨に沿った内容である必要があることから、次に掲げるアからエまでの事項を定める。

ア 稲作構造改革促進交付金の対象者

(ア) 稲作構造改革促進事業については、生産調整実施者であって、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者のうち、水田・畑作経営所得安定対策に加入していない者、担い手集積加算事業については、稲作構造改革促進事業の対象要件に加えて、主食用等水稲の作付けを行った水田（以下「主食用等水稲作付水田」という。）を水田・畑作経営所得安定対策に加入する者に集積した者、産地確立特別加算事業については、産地確立事業の助成対象者と同一とする。

(イ) 流通改善対策促進事業については、次に掲げる要件をすべて満たす認定方針作成者又は都道府県段階の農業者団体若し

a (ア)の「水田・畑作経営所得安定対策に加入していない者」であることの確認については、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項に規定する認定農業者をいう。）等が稲作構造改革促進交付金の申請を行ってきた場合において、地域協議会長は、必要に応じて、当該認定農業者等が水田・畑作経営所得安定対策に加入していないことを地方農政事務所長等に確認することができるものとする。

b (イ)の「支援対象米穀」とは、平成17年産から19年産までの3か年産の米穀であって、次に掲げる要件のすべてに適合するものとする。

(a) 生産調整米穀に該当しないもの

(b) 集荷円滑化要綱第4の3に規定する豊作による過剰米に該当しないもの

くは集荷団体（以下「都道府県団体」という。）を対象者とする。

ただし、都道府県団体が支援対象者である場合にあっては、その構成員を除く。

- a 支援対象米穀の生産年から継続して集荷円滑化対策の契約方針作成者（集荷円滑化要綱第4の3に規定する契約方針作成者をいう。）であること又はその者が構成員であること。
- b 支援対象米穀の生産年の翌年10月末において、支援対象米穀を保有していること又はその者が構成員であること。

イ 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業

(ア) 稲作構造改革促進事業の対象となる水田は、主食用等水稻作付水田とし、担い手集積加算事業の対象となる水田は、主食用等水稻作付水田であることに加えて、水田・畑作経営所得安定対策に加入

(c) 生産年の翌年10月末日までに、売買契約が締結されていない米穀（以下「販売未契約米穀」という。）

c イの(ア)の「集積される水田」とは、以下のいずれかに該当する水田とする。

(a) 稲作構造改革促進事業の対象者から、水田・畑作経営所得安定対策に加入する者（特定農業団体等にあつては、その組織の構成員）に所有権（使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）が年間を通じて設定されている水田の所有権を除く。）が移転され又は使用収益権が設定された水田

(b) 次に掲げる事項が、水田・畑作経営所得安定対

するものであり、かつ、生産調整要領第2の4の規定により生産数量目標及びその面積換算値の通知を受けた者に、2年以内に（ただし、平成21年度にあっては翌年産までに）集積される水田とする。

なお、対策期間中に担い手集積加算事業の対象となった水田については、後年度において稲作構造改革促進事業又は担い手集積加算事業のいずれの対象水田ともすることはできない。

(イ) 補てん単価の算出方法は、以下に定めるものとする。

a 都道府県協議会及び地域協議会は、毎年、補てん金の交付等の基準となるべき収入（以下「基準収入」という。）及び当年産に係る収入（以下「当年産収入」という。）を算出するものとする。

b 稲作構造改革促進事業の補てん単価については、基準収入と当年産収

策に加入する者に委託されている水田であって、当該水田に係る農産物の販売による収入の程度に応じ当該収入を受託の対価とするもの

当該水田において行う水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の1の(2)のアの(イ)に規定する基幹三作業すべて

当該水田に係る農産物の販売（受託者の名義をもって販売するものに限る。）

d イの(イ)のaの基準収入の算出は、都道府県ごとの前年産までの最近5か年における各年産の10アール当たり稲作収入について、最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。

e dの各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に自都道府県（助成の対象となる水田が所在する都道府県をいう。以下同じ。）の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。

ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、各年産の10月15日現在における作況指数が全国で101以上であり、かつ、都道府県で101以上の場合は、自都道府県ごとの各年産の10アール当たり平年収量とする。

f eの米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター

入の差額（当年産収入が基準収入を上回る場合を除く。以下同じ。）に産地確立計画書で定めた割合（は6割7分5厘（9割の4分の3）以下とする。）を乗じた額（以下「基本部分の算定単価」という。）が、産地確立計画書で定めた稲作構造改革促進事業の助成水準（以下「基本部分の助成水準」という。）を上回る場合は基本部分の助成水準を補てん単価とし、基本部分の助成水準を下回る場合は、基本部分の算定単価を補てん単価とする。また、担い手集積加算事業の補てん単価については、基準収入と当年産収入の差額に産地確立計画書で定めた割合（は以上で、かつ、6割7分5厘（9割の4分の3）以下とする。）を乗じた額から稲作構造改革促進事業の補てん単価を控除した額（以下

（以下「センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程に規定する通年取引、期別取引（平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。）若しくは定期注文取引又は特定取引（平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた自都道府県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた自都道府県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあっては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた自都道府県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄についての年産平均価格とする。）とする。ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までの通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引に基づいた年産平均価格及び落札数量とする。

g イの(イ)のaの当年産収入は、生産年の翌年の1月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、e及びfびに準じて算出するものとする。

h 当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあっては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引又は定期注文取引が行われた全産地品種銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（以下「全産地品種銘柄価格」という。）を使用するものとする。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る産地品種銘柄の落札価格及び落札数量がない場合、当該都道府県の産地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に、当年産の全産地品種銘柄価格を前年産の全産地品種

「担い手集積加算の算定単価」という。)が、産地確立計画書で定めた担い手集積加算事業の助成水準(以下「担い手集積加算の助成水準」という。)を上回る場合は、担い手集積加算の助成水準を補てん単価とし、担い手集積加算の助成水準を下回る場合は、担い手集積加算の算定単価を補てん単価とする。

(ウ) 補てんの設計については、地域協議会の判断において、水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金等との整合性に配慮することとする。

銘柄価格で除した数を乗じて得られる価格を使用するものとする。

i 水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金において、標準的収入額や当年産収入の算定に当たって地域等区分を設定している場合は、それに準ずるものとする。

j 地域協議会は、客観的なデータがあり、かつ、以下のすべての要件を満たす場合に限り、dからiに定める基準収入及び当年産収入に代えて、当該地域独自の基準収入及び当年産収入を設定することができるものとする。

(a) 算出した基準収入が当該地域における水田・畑作経営所得安定対策の米穀に係る収入減少影響緩和交付金の標準的収入額を上回る場合は、収入減少影響緩和交付金の標準的収入額を当該地域協議会の基準収入とする。

(b) 対策期間中、特定の年産価格の水準で据え置かないこと。

(c) 集荷円滑化対策が発動された場合における当該地域の平年収量が公表されていること。

k イの担い手集積加算事業の対象者への補てん金の交付については、水田の集積を受けた者が水田・畑作経営所得安定対策へ加入したことを確認した後と

l 水田・畑作経営所得安定対策の規模要件を満たす者の取扱い

水田・畑作経営所得安定対策に加入するための規模要件等を有している者については、対象者から除く。

m 販売実績等による面積の算出

各農業者の対象面積の算定に当たっては、販売を行わない米穀の生産に係る面積を控除するものとする。

n 区分出荷達成率による助成対象面積の補正

生産調整の実施において、需要に応じた生産を行うためには、豊作分について区分出荷を行うことが重要であるという観点から、区分出荷達成率を乗じて対象面積を補正する。

また、区分出荷達成率は、集荷円滑化要綱第4の3に定める豊作による過剰米数量に対する区分保管を行った数量の割合により算出する。

<p>ウ 産地確立特別加算事業 4の(1)の産地確立事業の用途に係るガイドラインに準ずるものとする。ただし、産地確立特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地確立事業の用途に係るガイドラインのイの(ア)に限るものとする。</p> <p>エ 流通改善対策促進事業 本事業の助成対象となる経費は、支援対象米穀に係る仮渡金等の資金を金融機関から借り入れた際に生じる金利及び保管料、販売促進等に係る経費その他消費拡大に係る経費とする。</p>	<p>なお、区分出荷達成率が1以上の場合は1とする。</p> <p>o 補てん単価の算出 補てん単価の算出においては、収入減少影響緩和対策交付金において設定されている米穀に係る標準的収入額と当年産収入の差額の6割7分5厘(9割の4分の3)を超えないものとする。ただし、当年産収入は1月末までのセンター価格を基に算出した収入とする。</p> <p>p ウの事業においては、助成金の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする用途には使用できないものとする。</p>
--	---

6 事業の実施

(1) 実施方針の作成及び承認の手続き

要綱別紙1第8の1の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 都道府県協議会の長は、毎年度、別紙様式第2 - 3号により実施方針を作成し、4月15日までに、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等に承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会

については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。

イ 地方農政局長等は、次に掲げる基準に照らし、アにより申請のあった実施方針の内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。この場合において、地方農政局長等は、地方農政事務所を経由して申請があったものについては、都道府県協議会長への回答の内容を当該地方農政事務所長に通知するものとする。

(ア) 配分方針は、著しく公正さを欠くものでないこと。

(イ) 配分額は、需要量に関する情報の算定状況を反映したのとなっていること。

(ウ) 新需給調整システム定着交付金の活用方針は、4の(2)に定める新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドラインに適合するものであること。

ウ イにより地方農政局長等から実施方針の承認の通知を受けた都道府県協議会長は、速やかに当該都道府県協議会の区域の地域協議会の長（地域協議会長が定まっていない場合には、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に実施方針の内容を通知するものとする。

エ 地方農政局長等から承認を受けた年度の途中に実施方針の変更を行うことは、都道府県協議会又は当該都道府県協議会の区域に主たる事務所を置く地域協議会のいずれかが資金造成事業、地域協議会助成事業、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業のいずれかの実施を継続することが困難になる等の特別な事情がない限り認めないものとする。

(2) 融通

都道府県協議会長は、(1)に定める実施方針を作成するに当たって、要綱別紙1第8の1の(2)に定めるところにより、地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）と新需給調整システム定着交付金助成事業分との交付額の融通を申し出る場合については、融通を行った後の額を基に地域協議会別配分額を算定するものとする。

(3) 業務方法書の作成及び承認の手続

要綱別紙1第8の2の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 都道府県協議会長は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業又は流通改善対策促進事業を初めて実施しようとする年度の4月15日までに、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等に別紙様式第2-4号により承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都道府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。

(ア) 資金造成事業により造成した資金の管理に関する事項

- (イ) 地域協議会から都道府県協議会への地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の申請に関する事項
- (ウ) 都道府県協議会から地域協議会への地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の支払いに関する事項
- (エ) 地域協議会から都道府県協議会への産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の実施状況の報告に関する事項
- (オ) 支援対象者から都道府県協議会への流通改善対策促進事業に係る在庫数量の申請及び都道府県協議会から支援対象者への流通改善対策促進事業に係る支援数量等の通知に関する事項
- (カ) 都道府県協議会から支援対象者への流通改善対策促進事業に係る助成金の支払いに関する事項
- (キ) その他業務運営に必要な事項

イ アの申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。この場合において、地方農政局長等は、地方農政事務所を經由して申請があったものについては、都道府県協議会長への回答の内容を当該地方農政事務所長に通知するものとする。

ウ イにより地方農政局長等から業務方法書の承認の通知を受けた都道府県協議会長は、速やかに当該都道府県協議会の区域の地域協議会の長（地域協議会長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に業務方法書の内容を通知するものとする。

また、流通改善対策促進事業を実施しようとする場合にあっては、認定方針作成者又は都道府県団体に業務方法書の内容を通知するものとする。

エ 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、変更後の業務方法書に基づいて地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業又は流通改善対策促進事業を最初の実施しようとする年度の4月15日までに、地方農政局長等に別紙様式第2 - 4号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認から承認の通知までの手続については、イに準ずるものとし、承認の通知を受けた都道府県協議会長はウに準じて地域協議会長に通知するものとする。

(4) ビジョンを策定していることの確認

要綱別紙1第8の3の規定により、都道府県協議会から地域協議会助成事業の助成金の交付を受け、要綱別紙1第2の3から6までに掲げる事業を実施しようとする地域協議会は、ビジョンを策定していなければならないこととされているが、その確認は、6の(5)に定める産地確立計画書の承認と協議の際に提出を求めることによって行うものとし、米政策改革基本要綱第 部第5の2で定められている内容の各事項に記載漏れがないかどうか、特に、集落等の地区段階における合意形成に向けた話し合い等を通じ明確化された担い手リストの作成がなされているかどうか又は将来の担い手の確保方策が記載されている

かどうかについて行う。

(5) 産地確立計画書の作成及び承認の手続

要綱別紙 1 第 8 の 4 の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 地域協議会長は、毎年度、別紙様式第 2 - 5 号により産地確立計画書を作成し、4 月 30 日までに、ビジョンを添えて地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に別紙様式第 2 - 6 号により承認を申請しなければならない。

なお、承認申請に当たっては、別紙様式第 1 - 8 号により第 4 の 1 の(1)のビジョンの実施状況の点検及び見直し結果を取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

イ 都道府県協議会長は、次に掲げる基準に照らし、アにより申請のあった産地確立計画書の内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から 10 日以内に、地方農政局長等に対して別紙様式第 2 - 7 号により協議しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して協議するものとする。

(ア) ビジョンに記載された水田農業構造改革交付金の活用方法を具体化した内容であり、当該ビジョンに記載された目標の実現に寄与するものであること。

(イ) 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業の内容は、4 の(1)に定めるガイドライン又は 5 に定める基準に適合するものであること。

(ロ) 活用額は、需要量に関する情報の算定状況を反映したものであること。

(ハ) 新需給調整システム定着交付金助成事業の内容として選択した使途が、都道府県協議会長が作成した新需給調整システム定着交付金の活用方針において定められたものであること。

(ニ) 助成水田以外の土地における営農行為等が助成の対象に含まれないよう要件及び確認方法が設定されていること。

(ホ) 産地確立交付金を活用する各使途において、当該年度の助成単価が、原則、前年度のものと同水準に設定されていること。

(ヘ) 助成額の計算が、当該年度の生産目標数量の面積換算値、あるいは助成水田の面積等を反映したものであること。

ウ 地方農政局長等は、イの基準に照らし、イにより協議のあった産地確立計画書の内容が適切であると認められる場合には、速やかに都道府県協議会長に回答を行わなければならない。その回答を受けた都道府県協議会長は、速やかに産地確立計画書を承認し、地域協議会長に別紙様式第 2 - 8 号により通知しなければならない。この場合において、地方農政局長等は、地方農政事務所を経由して協議があったものについては、併せて都道府県協議会長へ

回答した旨を当該地方農政事務所に通知するものとする。

エ 都道府県協議会長から産地確立計画書の承認の通知を受けた地域協議会長は、速やかに産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付の対象となり得る者に産地確立計画書の内容を周知するものとする。

オ 都道府県協議会長から承認を受けた年度の途中に産地確立計画書の変更を行うことは、地域協議会が産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の実施を継続することが困難になる等の特別な事情がない限り認めないものとする。

(6) 営農計画書の作成及び提出

要綱別紙 1 第 8 の 5 の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 地域協議会から、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成を受けようとする者は、毎年度、別紙 13 を例として助成金を受けようとする地域協議会長が作成した営農計画書の様式に必要な事項を記入して、必要な書類を添えて地域協議会長が定める期日までに、原則として、自らが参加する認定方針作成者を經由して地域協議会長に提出しなければならない。

イ アの地域協議会長が定める期日は、都道府県協議会長が作成した本事業の業務方法書に記載された助成金申請の期日までに、各事業の助成要件の確認、助成金申請額の集計等に要する日数を勘案して定めるものとする。なお、提出期限以降に助成要件を満たしているかどうかを確認するために必要な書類については、地域協議会が、適宜、営農計画書の提出者から提出を求めるものとする。

ウ 営農計画書を提出した後、その内容を変更しようとする者の申し出を受けた地域協議会長は、各事業の助成要件の確認、助成金の申請額の集計等に支障が生じないと自ら判断した場合には、その申し出を認めることができるものとする。

エ 地域協議会の区域を越えて耕作している者については、次に定める方法により取り扱うものとする。

(7) 産地確立事業に係る助成の場合

当該営農計画書の提出者が住所を有し、又は所在する市町村の区域が属する地域協議会（エにおいて「住所地協議会」という。）の長に提出することを基本とするが、その者が耕作している水田が所在している地域協議会（エにおいて「出作地協議会」という。）の長が作成した産地確立計画書に記載された助成内容、助成要件等を満たす場合には、出作地協議会の長にも営農計画書を提出することができる。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、営農計画書の提出を受けた住所地協議会又は出作地協議会がそれぞれ行うものとし、必要に応じ、住所地協議会にあ

っては出作地協議会等の協力を、出作地協議会にあっては住所地協議会等の協力を求めるものとするが、営農計画書の提出を受けた地域協議会長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該営農計画書の提出者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から外することができる。

(1) 新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成の場合

住所地協議会の長に営農計画書を提出するものとする。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、住所地協議会が行うものとし、必要に応じ出作地協議会等の協力を求めるものとするが、住所地協議会の長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該営農計画書の提出者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から外することができる。

(7) 流通改善対策促進事業の支援数量の決定に係る手続

要綱別紙 1 第 8 の 6 の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 都道府県協議会長は、支援対象者から申請のあった在庫数量を合算した数量（支援対象米穀の生産年に集荷円滑化対策が発動された都道府県においては、支援対象米穀の生産年に認定方針作成者であった者が保有する販売未契約米穀を合算した数量から、支援対象米穀の生産年に豊作により生じた過剰米数量（集荷円滑化要綱第 4 の 3 により事業加入者ごとに算出したものを都道府県の区域で合算した数量）のうち区分保管されなかった数量を除いた数量を上限とする。以下同じ。）を別紙様式第 2 - 9 号により、支援対象米穀の生産年の翌年の 1 1 月 3 0 日までに、地方農政局長等に提出するものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

イ 総合食料局長及び生産局長は、支援対象米穀の生産年における豊作以外の要因により生じた全国の過剰米の数量の範囲内で都道府県ごとの支援数量を決定し、速やかに地方農政局長等に通知するものとし、地方農政局長等は、都道府県協議会長に遅滞なく通知するものとする。この場合において、地方農政局長は、地方農政事務所を経由して提出があったものについては、当該地方農政事務所長を経由して通知するものとする。

ウ 都道府県協議会長は、国から通知された支援数量を踏まえて支援対象者ごとの支援数量を決定し、自主的目標数量（支援対象者が生産調整の規模の自主的拡大を行う数量で、支援数量に 4 分の 3 を乗じた数量をいう。以下同じ。）及び自主的生産調整面積（自主的目標数量を 1 0 アール当たりの平年収量で割り戻した面積をいう。以下同じ。）とともに、支援対象者に通知するものとする。

7 資金の管理

(1) 資金の管理により生じる果実の取扱い

要綱別紙 1 第 9 の 7 の総合食料局長及び生産局長が別に定める産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の管理により生じる果実の取扱いについては、特に必要なものとして総合食料局長及び生産局長が承認した場合には、都道府県協議会が要綱第 4 の 1 の(3)に基づき行う水田農業構造改革対策の推進に必要な経費に充てることができるものとする。

(2) 稲作構造改革促進交付金の繰越額の取扱い

要綱別紙 1 第 9 の 8 により繰り越した資金のうち、稲作構造改革促進交付金については、産地確立特別加算事業分及び担い手集積加算事業のうちの既に交付が予定されている分の財源を除き、総合食料局長及び生産局長の指示がある場合に限り、後年度の稲作構造改革促進交付金の一部として活用するものとする。ただし、総合食料局長及び生産局長が特に必要と認めた場合は、国は、当該資金を国に返還するよう命ずることができるものとする。

8 助成金等の交付の手續等

(1) 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の交付申請手續

都道府県協議会長は、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8 1 1 3 号農林水産事務次官依命通知）及び稲作構造改革促進交付金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1 3 1 6 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところに従い、産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の交付を申請するものとする。なお、要綱別紙 1 第 8 の 1 の(2)に定めるところにより、地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）と新需給調整システム定着交付金助成事業分との交付額の融通を申し出る場合又は要綱別紙 1 第 4 の 2 に定める産地確立交付金若しくは稲作構造改革促進交付金の減額があった場合には、地方農政局長等は、融通又は減額した額で交付決定を行うものとする。

(2) 地域協議会助成事業に係る助成金の交付手續等

ア 地域協議会長は、要綱別紙 1 の第 2 の 3 から 6 までに掲げる事業の実施に必要な経費について、都道府県協議会長が作成した本事業の業務方法書に規定された交付手續に従い、6 の(1)のウに定めるところにより当該地域協議会に提示した配分額から要綱別紙 1 第 4 の 2 の(1)及び(3)に定める減額分を控除した額（以下「助成可能枠」という。）の範囲内で、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に請求を行うものとする。この請求に当たっては、6 の(6)に基づいて産地確立事業の助成金を受けようとする者から営農計画書が提出されたものに係る助成に必要な経費について、その者の営農計画書に記載された取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめるものとする。その結果、請求額が助成可能枠を超える場合には、産地確立計画書に定めるところに従い、単価の調整、翌年度支払い等（稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業にあっては、単価の調整に限る。）により対応するものとする。なお、請求額が助成可能枠を下回る場合には、単価の調整を行わないものとする。

イ 地域協議会長は、農業者その他産地確立計画書において地域協議会長が助成の対象となり得る者として定める者への助成に必要な経費（前年度の取組への助成に必要な経費は除く。）について、要綱別紙 1 第 4 の 2 の(1)及び(3)に定める減額分が確定する日まで、都道府県協議会長に請求することができない。ただし、都道府県協議会が国からの産地確立交付金以外の収入を地域協議会長からの請求に基づく支払いに充てる場合又はやむを得ない事情により、減額報告ができない場合は、この限りでない。

ウ 都道府県協議会は、地域協議会長からアの請求があり、その内容が適正であると認められた場合には、助成可能枠の範囲内で、産地確立交付金勘定又は稲作構造改革促進交付金勘定から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、都道府県協議会長は地域協議会長に交付額及び助成可能枠との差額を通知するものとする。

(3) 新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付手続等

ア 地域協議会長は、都道府県協議会長が新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた用途の中から選択して産地確立計画書に記載した用途に係る助成金について、都道府県協議会長が定めた本事業の業務方法書に規定された交付手続に従い、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に請求を行うものとする。この請求に当たっては、6 の(6)に基づいて新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金を受けようとする者から営農計画書が提出されたものに係る助成に必要な経費について、その者の営農計画書に記載された取組が新需給調整システム定着交付金の活用方針に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめるものとする。

イ 都道府県協議会は、地域協議会長からアの請求があり、その内容が適正であると認められた場合には、1 の(1)に定めるところにより当該都道府県協議会に提示された配分額から地域協議会助成事業分と新需給調整システム定着交付金助成事業分との融通を行った後の額の範囲内で新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた方法により調整を行い、新需給調整システム定着交付金助成事業勘定から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、都道府県協議会長は地域協議会長に交付額を通知するものとする。

ウ 都道府県協議会長は、イの交付額の通知を行う際、新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた方法により調整を行った場合には、その調整の結果を通知に記載するものとする。

エ 地域協議会は、都道府県協議会から助成金の交付を受けたときは、遅滞なく助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は当該営農計画書の提出者に交付額を通知するものとする。

オ 地域協議会長は、エの交付額の通知を行う際、助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった営農計画書の内容を訂正した場合又は都道府県協議会が交付額の調整を行った場合には、その旨を記載するものとする。

(4) 産地確立事業及び産地確立特別加算事業に係る助成金の交付手続等

ア 地域協議会は、6の(6)に基づいて産地確立事業及び産地確立特別加算事業の助成金を受けようとする者から提出のあった営農計画書に記載されているその者の取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、産地確立計画書に定められた助成金の計算方法（助成可能枠を超えた場合における対応を含む。）に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は当該営農計画書の提出者に交付額を通知するものとする。

イ 地域協議会長は、アの交付額の通知を行う際、助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった営農計画書の内容を訂正した場合又は助成可能枠を超えたことによる単価の調整、翌年度支払い等による対応をした場合には、その旨を記載するものとする。

(5) 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業に係る助成金の交付手続等

ア 地域協議会は、6の(6)に基づいて稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の助成金を受けようとする者から提出のあった営農計画書に記載されているその者の取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、産地確立計画書に定められた助成金の計算方法（助成可能枠を超えた場合における対応を含む。）に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は当該営農計画書の作成者本人に交付額を通知するものとする。

イ 地域協議会長は、アの交付額の通知を行う際、助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった営農計画書の内容を訂正した場合又は助成可能枠を超えたことによる単価の調整による対応をした場合には、その旨を記載するものとする。

(6) 流通改善対策促進事業に係る助成金の交付手続等

ア 都道府県協議会から助成金を受けようとする支援対象者は、関係書類を添えて支援対象米穀の生産年の翌々年の12月15日までに都道府県協議会長に請求を行うものとする。

イ 都道府県協議会長は、支援対象者からアの請求があり、その内容が適正であると認められた場合には、次の算式により支援対象者ごとの助成額を計算して助成金を交付するものとする。

$$\text{助成額} = \text{支援数量} \times \text{自主的生産調整達成率} \times \text{助成単価}$$

(備考)

式中「自主的生産調整達成率」とは、生産数量目標の面積換算値から主食用等水稻作付面積を控除した面積を自主的生産調整面積で除して算出した率をいい、1以上の場合は1とする。

生産数量目標の面積換算値及び主食用等水稻作付面積については、

(ア) 認定方針作成者に方針参加農業者がいる場合には、実施計画書を提出したすべての方針参加農業者の合計

(イ) 都道府県団体の場合には、構成員であるすべての認定方針作成者(認定方針作成者ごとの面積の算出は、(ア)の方法による。)の合計を用いるものとする。

助成単価は、1トン当たり4千円を上限とする。

(7) 助成金の返納

ア 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付を受けた者は、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成額の全額又は一部を地域協議会に速やかに返納しなければならない。また、流通改善対策促進事業に係る助成金の交付を受けた支援対象者は、都道府県協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成額の全額又は一部を都道府県協議会に速やかに返納しなければならない。

イ 地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付を受けた地域協議会は、アの返納があった場合又は都道府県協議会から助成金を受けた後、当該地域協議会が自ら行った活動に実際にかかった経費が都道府県協議会長に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合には、助成金の一部を都道府県協議会に返納しなければならない。

ウ 前年度の取組への助成に必要な経費及び地域協議会が当該年度の産地確立計画書に従い自ら行う活動への助成に必要な経費が、当該年度の助成可能枠を超えた場合には、その超えた助成額を国に返納しなければならない。

9 事業の実施状況及び資金管理状況の報告等

要綱別紙1第11の総合食料局長及び生産局長が別に定める報告は、次に定めるところによるものとする。

(1) 実施状況報告書の提出

地域協議会長は、毎年度、別紙様式第2-10号により産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業ごとに実施状況報告書を作成し、都道府県協議会長が定める日までに、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に提出するものとする。

(2) 実施状況報告総括表の提出

都道府県協議会長は、毎年度、(1)により提出のあった事業及び流通改善対策促進事業の実施状況報告書を別紙様式第2-11号により取りまとめて総括表を作成し、当該事業を実施した翌年度の7月15日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

(3) 資金管理状況報告書及び繰越額の通知

都道府県協議会長は、毎年度、資金造成事業により造成した資金の収支を勘定ごとに取りまとめて別紙様式第2 - 12号により資金管理状況報告書を作成し、当該事業を実施した翌年度の4月10日までに地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県協議会長は、地方農政局長等に資金管理状況報告書を提出した後、速やかに地域協議会長に対して、地域協議会ごとの当該地域協議会の次年度への繰越額を通知するものとする。

この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

附 則（平成20年3月31日19生産第9079号）

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度に係る改正前の第4の8の規定に基づく事業の実施状況及び資金管理状況の報告並びに平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。
- 2 都道府県協議会長は、この通知の施行前においても、改正後の第5の6の(7)のアの規定の例により、要綱第8の6に規定する在庫数量申請書（平成17年産米に係る在庫に限る。）を地方農政局長等に提出することができるものとする。

附 則（平成20年3月28日19生産第9663号）

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月11日20総食第746号、20生産第5635号、20経営第5261号）

この通知は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日20総食第1116号、20生産第10038号、20経営第7275号）

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前に承認を受けた地域協議会におけるこの通知による改正後の第1の2の(2)のオの適用は、同オ中「(オ)までの規程を変更したとき」とあるのは「(I)までの規程を変更したとき又は(オ)の規程を定めたとき」とする。
- 3 平成20年度に本要領に基づき行った事業によるものは、第1の2の(2)を除き、なお従前の例による。